

第3章 鉄道交通の安全に関する施策

第1節 鉄道交通環境の整備（運輸局）

1 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進めます。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施し、研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進します。また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっています。令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震による東北新幹線の脱線及び施設被害を契機に立ち上げた検証委員会の中間とりまとめを踏まえ、地震に対する更なる安全性の向上に向けた対策を推進するため、令和5年3月に「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」等を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒しする形で、優先的に耐震補強を推進します。

また、駅施設等について、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を推進するとともに、プラットフォームからの転落事故に対しては適切な安全対策の推進に努めます。

2 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付きATS（Automatic Train Stop：自動列車停止装置）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について法令により期限が定められたもの※の整備は完了していますが、整備の期限が定められていない運転保安設備の整備については、引き続き推進を図ります。

※1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。

第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及（運輸局）

通行者の直前横断等による踏切事故、置石・投石等の鉄道妨害又は線路内立入り等による人身事故など外部要因に起因する事故を防止するため、次のとおり踏切道における安全通行や鉄道事故防止に関する情報を広く一般に普及、浸透するよう努めます。

- インターネットや出前講座を通じて踏切の安全通行や鉄道事故防止に関する情報を広く一般に普及、浸透させる啓発活動に努めます。
- 関係者と協力し、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道利用者に対するホームにおける「ながら歩き」の危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットフォーム事故0（ゼロ）運動等を通じて広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識の普及、浸透を図ります。
- 駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について、分かりやすい

表示の整備を推進し、非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図ります。

第3節 鉄道の安全な運行の確保（運輸局、気象台、旅客鉄道各社）

1 保安監査の実施

鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施します。

2 運転士の資質の保持

安全な列車運行を確保するため、運行の管理及び運転士に対する教育・訓練及び資質の管理が適切に実施されるよう指導に努めます。

- 鉄道事業者が運転士に対する教育及び適性の確認を確実に取り組み安全の確保に努めるよう指導します。
- 運転士の資質の確保を図るため、運転に関する知見の習得及び安全意識の高揚を目的とした運転管理者会議を定期的に開催するとともに、「動力車操縦者運転免許試験」を適正に実施します。
- 運転管理者及び乗務員指導管理者が行う運転士の資質保持のための運転士教育等について適切な措置を講じるよう指導に努めます。

3 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄道事故情報及びリスク情報について、情報を収集・分析し、関係者間において共有・活用を図り、重大な列車事故等の未然防止に努めます。

- 事故及びインシデント等の情報を収集・分析し、事故等の発生を未然に防止できるよう速やかに鉄道事業者へ周知します。
- 運輸安全委員会による鉄道事故の調査報告書等を踏まえ、鉄道事業者に対して、同種事故の未然防止について指導を行います。
- 鉄道事業者の安全担当等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策並びに安全上のトラブル情報等に関して情報共有、周知徹底を図ります。
- 「運転状況記録装置」等の整備・活用の推進及び、現場係員からの積極的な、リスク情報やヒヤリハット情報の提供を促すとともに、これを収集・分析し活用することについて指導を行います。

4 気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確に把握し、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・被害の軽減に努めます。また、これらの情報内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、第2章で述べた気象観測予報体制の整備、地震・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行います。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予報情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供します。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図ります。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等が取るべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図ります。

5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

大規模な事故等が発生した場合に適切な対応がとれるよう、また、輸送障害等の社会的影響が軽減されるよう体制の強化を図ります。

- 国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡が行えるよう体制を強化します。
- 幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握し、旅客への適切な情報提供を行えるよう指導します。
また、鉄道事業者に対し、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導します。
- 降雪時等における状況に応じた迅速な除雪に向けての除雪車の出動準備、除雪体制の確認の実施、また長時間にわたる駅間停車が見込まれる場合には運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことの徹底、及び利用者の行動判断に資する情報提供が行える体制の強化を推進するよう指導します。

6 運輸安全マネジメント評価の実施

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。また、事業者による自然災害への対応力の向上、防災体制の構築及び事前対策の強化等を図る「防災マネジメント」の取組を強化します。

7 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導します。

また、情報提供を行うに当たっては、訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導します。

第4節 鉄道車両の安全性の確保（運輸局、旅客鉄道各社）

1 鉄道車両の構造・装置に関する保安上の確認

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関して保安上の観点から車両確認を行っていきます。

2 鉄道車両の検査の充実

鉄道車両の検査については、IT 技術等の新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応して検修担当者の教育訓練内容の充実を図ります。また、車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、保守管理へ反映させることにより、車両故障等の予防を図ります。

さらに、平成 29 年 12 月に発生した、新幹線の重大インシデントとなる台車枠のき裂の発生などを受け改正された「台車枠の検査マニュアル」及び当該重大インシデントにかかる平成 31 年 3 月に運輸安全委員会から公表された調査報告書なども踏まえ、適切な鉄道車両の検査の実施を図ります。

第 5 節 救助・救急活動の充実（運輸局、消防、医政、旅客鉄道各社）

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うとともに、救助活動における二次災害の防止を図ります。

- 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救急救助活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅・新幹線における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の整備を推進します。
- 鉄道事業者に対し、重大事故等発生時の救急体制の再確認と、二次災害防止のための安全管理の徹底を指導します。

また、鉄道職員に対する自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進します。

第 6 節 被害者支援の推進（運輸局、旅客鉄道各社）

1 平時における取組

- 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図ります。

- 事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図ります。

2 事故発生時の取組

- 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応します。

- 中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を

設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図ります。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図ります。

第7節 安全・安定輸送の確保と信頼の確立（旅客鉄道各社）

- 安全で安定した輸送をお客様に提供することが鉄道事業の最重要課題であるとの認識に立ち、「お客さまの安全」を最優先とし、全社員が一丸となって事故防止を図ります。
- 全社員の安全意識の高揚を図るとともに、事故防止に対する安全風土の構築を行い、厳正なサービスと適正な運行管理等により安全管理に取り組みます。
- 運転業務に携わる社員に対する教育・訓練を充実し、新技術や異常時における適正な運転取扱いへの対応力の向上を図ります。
- 設備改良の推進と車両及び設備の保守点検の強化を図るとともに、知識・技能の向上を重点目標として、鉄道交通の安全の確保を図ります。

第8節 事故防止への取組（運輸局、く消、交企、旅客鉄道会社）

1 運転事故防止

- 鉄道事故の絶滅を期し、特に「お客さま及び社員に死傷者を生ずる」鉄道運転事故は、絶対に起こさないことを目標に、安全で安定した輸送を確保するため、事故防止に対する諸対策の展開を図ります。
- 線路内への立入り、線路内での遊び等危険行為を防止するため、交通安全運動及び踏切事故防止キャンペーンの活用を図り、沿線住民、学校、自転車利用者等に対する啓発活動を積極的に推進します。

2 踏切事故・鉄道妨害事故の防止

一歩誤れば列車脱線等重大な事故につながるこの種の事故の絶滅を図るため、踏切事故防止キャンペーン等による啓発活動を強化するとともに、踏切保安設備等の改良及び警察、道路管理者等との連携を図り、一体となった事故防止を推進します。

【取組】

- 関係機関への事故防止の要請
- PR活動の強化
- 全国交通安全運動の実施
- 踏切保安度の向上

○ 踏切交通指導の実施

- | | | |
|--------------------------------------|--|----------------|
| ・春・秋の全国交通安全運動 | 4月6日～15日、9月21日～30日 | |
| | (J R 東日本、J R 西日本、しなの鉄道、長野電鉄、上田電鉄、アルピコ交通) | |
| ・踏切事故防止キャンペーン | 4月6日～15日、9月21日～30日 | |
| | | (J R 東海) |
| | 9月 | (J R 東日本) |
| | 11月 | (J R 西日本) |
| ・「ふみの日」(毎月23日)の踏切事故防止のP R活動の実施(踏切の日) | | |
| | | (J R 東日本、長野電鉄) |

○ 長野電鉄、沿線市町、県警、県関係機関で構成する「長野電鉄踏切道事故防止対策推進連絡会議」による安全対策の推進

3 作場道の事故防止

踏切でない場所での線路横断の危険性について、関係自治体を通じて地域住民へPRを行い、線路横断に対する危険意識の改革を図るとともに地域住民の同意を得て、鉄道人身障害事故防止を図るとともに、作場道の廃止を推進します。

【取り組み】

- 立看板等による横断禁止の呼び掛け
- 既設設備の撤去
- 柵等による横断箇所の閉鎖
- 関係自治体、地域住民との作場道廃止等の協議の実施